

# 税理士法について

令和 5 年 8 月  
大阪国税局・税務署

1

## 《税理士法について》

税理士法は、税理士が社会的・公共的な使命を負うことを前提として、税務代理、税務書類の作成及び税務相談といった税理士業務を、たとえ無償であっても税理士以外の者が行えない「**無償独占の業務**」としています。

このため、税理士には、様々な義務と責任が課されており、これに違反した場合には、懲戒処分等に対する規定が設けられています。

この資料では、税理士法の概要のほか、税理士等の非行事例などを紹介します。

2

## 《税理士の使命について》

### 【法第1条】

税理士は、**税務に関する専門家**として、**独立した公正な立場**において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された**納税義務の適正な実現を図る**ことを使命とする。

- 「**独立した公正な立場**」とは・・・  
納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏らない独立した公正な立場を堅持すべきことを明確化したものです。
- 「**納税義務の適正な実現を図る**」とは・・・  
税法に定めるとおり、過大でも過少でもなく納税するとの趣旨です。

税理士は、

**公共的使命**

を担っております。

3

## 《税理士の業務について》

### 【法第2条第1項】

税理士は、**他人の求めに応じ**、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税、法定外目的税、その他の政令で定めるものを除く。）に関し、**次に掲げる事務**を行うことを業とする。

- 「**税理士業務**」とは・・・
  - 1 **税務代理**
  - 2 **税務書類の作成**
  - 3 **税務相談**
- 「**業とする**」とは・・・  
税務代理、税務書類の作成又は税務相談を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しない。  
【税理士法基本通達2-1】



この税理士業務には、有料で行う場合だけでなく、無料で行う場合も全て含まれます。

税理士でない者が、無償で申告書の作成等の仕事を行った場合も、税理士法違反となります。

**無償独占**  
法第52条

4

## 1 税務代理(法第2条第1項第1号)

税務官公署に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立てにつき、又は当該申告書等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し**税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること。**

### ○ 「代理」とは・・・

代理人が本人(納税者)に代わって法律行為を行い、又は法律行為を受領する行為をいい、その法律行為は直接本人(納税者)に帰属する。例) 税務調査立会時の主張・陳述

#### 【税務代理の権限の明示(法第30条)】

税理士は、税務代理をする場合においては、その権限を有することを証する書面「税務代理権限証書」を税務官公署に提出しなければなりません。

5

## 2 税務書類の作成(法第2条第1項第2号)

税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書等の**書類を作成すること。**

### ○ 「作成する」とは・・・

自己の判断に基づいて作成すること、例えば、扶養控除の判断や減価償却費の計算など、税務上の判断を行って作成すること。

例えば、

- ・ 単なる代書は、 ⇒ 「税務書類の作成」に**非該当**
- ・ 下書きをすることは、 ⇒ 「税務書類の作成」に**該当**

申告書の下書きを作り、本人が清書をして提出した場合、「申告書の下書き」は、「税務書類の作成」に該当するんだ！



6

### 3 税務相談(法第2条第1項第3号)

税務官公署に対する申告等、税務官公署に対してする主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について**相談に応ずる**ことをいう。

○ 「**相談に応ずる**」とは・・・

具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいう。 【税理士法基本通達2-6】

例えば、

- ・ 個別、具体的な相談 ⇒ 「税務相談」に**該当**  
例) 私の車(100万円)の減価償却費はいくらですか？
- ・ 一般的な相談 ⇒ 「税務相談」に**非該当**  
例) 普通車両の法定耐用年数は何年ですか？

7

### 《 税理士等に課せられている主な義務規定について 》

#### (税務代理の権限の明示)

第30条 税理士は、**税務代理をする場合**においては、財務省令で定めるところにより、その**権限を有することを証する書面を税務官公署に提出**しなければならない。

#### (税理士証票の提示)

第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が**税務官公署の職員と面接**するときは、当該税理士は、**税理士証票を提示**しなければならない。

#### (署名の義務)

第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する**申告書等を作成して税務官公署に提出**するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に**署名**しなければならない。

～省略～

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該**税務書類の作成に係る税理士は**、当該書類に**署名**しなければならない。

3～5 ～省略～

#### (脱税相談等の禁止)

第36条 税理士は、**不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。**

8

#### (信用失墜行為の禁止)

第37条 税理士は、税理士の**信用又は品位を害するような行為**をしてはならない。

例) 自己脱税・無申告、調査妨害、業務け怠等

#### (非税理士に対する名義貸しの禁止)

第37条の2 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に**自己の名義を利用させてはならない**。

#### (秘密を守る義務)

第38条 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た**秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない**。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

#### (会則を守る義務)

第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の**会則を守らなければならない**。

#### (研修)

第39条の2 税理士は、**所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け**、その資質の向上を図るように努めなければならない。

9

#### (事務所の設置)

第40条 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための**事務所を設けなければならない**。

2 税理士が設けなければならない事務所は、**税理士事務所と称する**。

3 税理士は、税理士事務所を**2以上設けてはならない**。

4 **税理士法人の社員**は、税理士業務を行うための**事務所を設けてはならない**。

#### (帳簿作成の義務)

第41条 税理士は、税理士業務に関して**帳簿を作成し**、委嘱者別に、かつ、1件ごとに、**税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない**。

2～3 ～省略～

#### (使用人等に対する監督義務)

第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該**使用人その他の従業者を監督しなければならない**。

#### (助言義務)

第41条の3 税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が**不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない**。

10

## 《税理士法違反について》

### 1 税理士法に違反した場合

税理士法上の調査等により、税理士等(税理士及び税理士法人)による税理士法違反行為が把握された場合には、その違反の程度により、次の措置が行われます。

- ① 行政指導 … 軽微な違反行為(税務署長等が行う)
- ② 行政罰 … **懲戒処分**(国税審議会の審議を経て、財務大臣が行う)
- ③ 刑事罰 … 警察又は検察へ**告発**

### 【懲戒処分の種類(法第44条)】

税理士等に対する懲戒処分は、次の3種とする。

- 1 **戒告**
- 2 2年以内の税理士業務の**停止**
- 3 税理士業務の**禁止** ⇒ 3年(法第4条第7号「欠格条項」該当)

11

### 【懲戒処分規定】

- 脱税相談等をした場合の懲戒(法第45条)
  - 1 財務大臣は、税理士が、**故意に**、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は**第36条(脱税相談等の禁止)の規定に違反する行為をしたときは**、2年以内の税理士業務の**停止**又は税理士業務の**禁止**の処分をすることができる。
  - 2 財務大臣は、税理士が、**相当の注意を怠り**、前項に規定する行為をしたときは、**戒告**又は2年以内の税理士業務の**停止**の処分をすることができる。
- 一般の懲戒(法第46条)

財務大臣は、**前条の規定に該当する場合を除く**ほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、**第44条(懲戒の種類)に規定する懲戒処分**をすることができる。

12

**【告発】**

○ 刑事訴訟法第239条

- 1 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。
- 2 **官吏**及び公吏は、その職務を行うことにより**犯罪があると思料**するときは、**告発**をしなければならない。

**2 税理士等に対する懲戒処分件数(全国計)**

(単位:件)

| 会計年度 | 平25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2  | 3  | 4  |
|------|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 処分件数 | 50  | 59 | 41 | 39 | 38 | 51 | 43  | 22 | 21 | 13 |
| 禁止   | 5   | 13 | 5  | 11 | 7  | 9  | 14  | 4  | 5  | 4  |
| 停止   | 45  | 46 | 36 | 28 | 31 | 42 | 29  | 18 | 16 | 9  |
| 戒告   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  | 0  |

13

**【税理士等に対する懲戒処分等の考え方(財務省告示第35号)】**

(財務省告示35号は、平成27年4月1日以降の行為を対象としており、それ以前の行為については、従前の財務省告示104号による。)

| 対象行為                    | 法規定         | 判断要素                | 戒告 | 停止(2年) |          |    | 禁止 |
|-------------------------|-------------|---------------------|----|--------|----------|----|----|
|                         |             |                     |    | 6月     | 1年       | 2年 |    |
| 法第45条<br>(不真正<br>税務代理等) | 第1項<br>(故意) | 2年以内の停止<br>又は<br>禁止 |    |        | 6月<br>以上 |    |    |
|                         | 第2項<br>(過失) | 戒告<br>又は<br>2年以内の停止 |    |        |          |    |    |

14

| 対象行為  |               | 法規定                | 判断要素                  | 戒告             | 停止(2年) |      |    | 禁止 |  |
|-------|---------------|--------------------|-----------------------|----------------|--------|------|----|----|--|
|       |               |                    |                       |                | 6月     | 1年   | 2年 |    |  |
| 法第46条 | 法第33条の2虚偽記載   | 戒告、<br>2年以内の停止又は禁止 | 虚偽記載の件数、程度            | ←              | 1年以内   |      |    |    |  |
|       | 法第37条(信用失墜行為) |                    | 自己脱税(重加)              | 不正所得金額等        |        | ←    |    |    |  |
|       |               |                    | 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(過少) | 申告漏れ所得金額等      | ←      | →    |    |    |  |
|       |               |                    | 調査妨害                  | 行為の回数、程度       |        | ←    |    |    |  |
|       |               |                    | 名義貸し(37条の2除く)         | 貸人数、作成件数、期間、対価 |        | ←    |    |    |  |
|       |               |                    | 業務懈怠                  | —              | ←      | 1年以内 |    |    |  |
|       |               |                    | 会費滞納                  | —              | ↔      |      |    |    |  |
|       | その他反職業倫理的行為   |                    | —                     | ←              | →      |      |    |    |  |

15

| 対象行為  |                  | 法規定                | 判断要素           | 戒告 | 停止(2年) |    |    | 禁止 |
|-------|------------------|--------------------|----------------|----|--------|----|----|----|
|       |                  |                    |                |    | 6月     | 1年 | 2年 |    |
| 法第46条 | 法第37条の2(名義貸し)    | 戒告、<br>2年以内の停止又は禁止 | 貸人数、作成件数、期間、対価 |    | ←      |    |    |    |
|       | 法第38条(守秘義務)      |                    | —              |    | ←      |    |    |    |
|       | 法第41条(帳簿作成義務)    |                    | —              | ↔  |        |    |    |    |
|       | 法第41条の2(使用人監督義務) |                    | —              | ←  | 1年以内   |    |    |    |
|       | 法第42条(業務の制限)     |                    | —              | ←  | →      |    |    |    |
|       | 業務停止処分違反         |                    | —              |    |        |    |    | ↔  |
|       | その他              |                    | —              | ←  | →      |    |    |    |

16

## 《 非行事例 》

### 1 法第45条(脱税相談等をした場合の懲戒)関係

#### (脱税相談等をした場合の懲戒)

第45条 財務大臣は、税理士が、**故意に**、真正の事実を反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条(脱税相談等の禁止)の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、**相当の注意を怠り**、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

#### (脱税相談等の禁止)

第36条 税理士は、**不正に**国税若しくは地方税の**賦課若しくは徴収を免れ**、又は**不正に**国税若しくは地方税の**還付を受ける**ことにつき、**指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。**

17

### 1 法第45条(脱税相談等をした場合の懲戒)関係

#### (1) 脱税相談等

【条文】税理士法第36条違反、同法第45条第1項該当

【量定】6月以上2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

#### <事例>

税理士甲は、滞納のある関与先である法人Aの代表者乙から、法人に対する滞納処分の執行を免れたい旨の相談を受け、乙に対して法人Aの事業資産を仮装売買する方法を提案したほか、その仮装売買の相手方の手配を行うなど、不正に国税の徴収を免れるための仮装工作に加担した。

#### (2) 不真正税務書類の作成

##### ・ 故意

【条文】税理士法第45条第1項該当

【量定】6月以上2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

##### ・ 過失(相当の注意を怠った)

【条文】税理士法第45条第2項該当

【量定】戒告又は2年以内の税理士業務の停止

18

## 1 法第45条(脱税相談等をした場合の懲戒)関係

### (2) 不真正税務書類の作成

＜事例1 税理士自らが仮装行為を行い、不真正の申告書を作成した場合＞

税理士甲は、関与先である法人Aの法人税及び消費税の確定申告に当たり、法人Aの代表者乙から税金を払わずに手元に資金として置いておきたい旨の依頼を受け、甲が代表者である法人Bに業務委託があったように装うことを乙に提案し、法人B名義の口座に業務委託費として振り込ませた上で架空の業務委託費を計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

なお、甲は、不正行為に加担した手数料として法人B名義の口座に乙が振り込んだ金額の一部を受領し、その残額を乙に返金していた。

＜事例2 関与先から真正の事実を知らされていたにもかかわらず、不真正の申告書を作成した場合＞

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙が持参した帳簿には支払事実のない架空の接待交際費が計上されていることを乙から知らされていたにもかかわらず、その架空の接待交際費をそのまま計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

19

## 1 法第45条(脱税相談等をした場合の懲戒)関係

### (2) 不真正税務書類の作成

＜事例3-1 関与先からの依頼を受け、不真正の申告書を作成した場合＞

税理士甲は、関与先である法人Aの法人税及び消費税の確定申告に当たり、法人Aの代表者乙から前年に比して所得が増加したため前年並みの所得に対する税額となるように調整してほしい旨の依頼を受け、一度は断ったものの強い要請を受けて、自ら前年と同様並みの税額となるよう架空の外注費や接待交際費等を決算期末に一括して計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

＜事例3-2 関与先からの依頼を受け、不真正の申告書を作成した場合＞

税理士甲は、関与先乙の相続税の申告に当たり、乙から相続税を減らせないかと依頼され、自ら相続財産である貸付金を申告から除外することにより、課税価格を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

＜事例3-3 関与先からの依頼を受け、不真正の申告書を作成した場合＞

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から自身には多額の借金があり税金を納めることができないので何とかしてほしい旨の依頼を受け、いずれ修正申告をしなければならぬことを乙に説明した上で当年分に計上すべき売上金額であると認識しながらその売上金額を翌年分に計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

20

## 1 法第45条(脱税相談等をした場合の懲戒)関係

### (2) 不真正税務書類の作成

<事例4 関与先からの依頼はないものの、自ら不真正の申告書を作成した場合>

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から売上計算表を預かり正しい売上金額を認識していたにもかかわらず、乙が納得すると思われる税額になるよう自ら売上金額の一部を除外することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

<事例5 相当の注意を怠り、関与先から言われるまま不真正の申告書を作成した場合>

税理士甲は、関与先Aの法人税申告に当たり、Aの代表者乙から口頭により高額な仕入金額の提示を受けたが、当該仕入金額に係る支払い事実等をなんら確認することなく、提示を受けた根拠の無い金額を仕入れに計上するなど、関与税理士として相当の注意を怠った結果、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

21

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (一般の懲戒)

第46条 財務大臣は、前条(脱税相談等をした場合の懲戒)の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、**第44条(懲戒の種類)に規定する懲戒処分**をすることができる。

### (1) 信用失墜行為

#### (信用失墜行為の禁止)

第37条 税理士は、**税理士の信用又は品位を害するような行為**をしてはならない。

22

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (1) 信用失墜行為

#### イ 自己脱税

【条文】税理士法第37条違反、同法第46条該当  
【量定】2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

<事例1 税理士本人が代表者である法人の法人税について自己脱税をした場合>

税理士甲は、自己が代表者である法人Aの法人税の確定申告に当たり、実際には役員ではなく勤務実態もない税理士甲の娘である乙が法人Aの役員として業務に従事していたように装うために、開催していない臨時株主総会の議事録等を偽造した上で、架空の役員報酬を計上することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

<事例2 税理士本人の所得税等について自己脱税をした場合>

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、売上金額の全てを顧問先ごとのメモにより把握していたにもかかわらず、売上元帳には売上金額の一部を計上せず、その売上金額を除外することにより、所得金額等を不正に圧縮して申告した。

23

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (1) 信用失墜行為

#### ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

【条文】税理士法第37条違反、同法第46条該当  
【量定】戒告又は2年以内の税理士業務の停止

<事例1 税理士本人の申告が連年無申告である場合>

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったことや確定申告しても税金が還付となると見込まれたことを理由に、連年法定申告期限までに確定申告書を提出せずに多額の申告漏れ所得金額等を生じさせた。

なお、甲は、過去にも連年法定申告期限までに確定申告書を提出していなかったため、税務署から申告書を提出するよう指導されていた。

<事例2 税理士本人が多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れを行った場合>

税理士甲は、自己が代表者である法人Aの法人税の確定申告に当たり、日頃から帳簿書類の作成・保存をおろそかにしていたため売上金額や経費の計上漏れにより、多額の申告漏れを生じさせた。

24

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (1) 信用失墜行為

#### ハ 調査妨害

【条文】税理士法第37条違反、同法第46条該当  
【量定】2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

#### <事例1>

税理士甲は、課税調査の際、納税者に「書類は見せなくてよい」と指示し、税務職員が証ひょうの呈示を求めた際には、書類を探させるフリをしながら、提出させなかった。  
そのため取引先に反面調査を実施しようとしたところ、反面調査先に「協力しなくてよい」、「取引は正当だと答えるように」と口裏合わせを指示して、調査の進行を妨げた。

#### <事例2>

税理士甲は、当初調査に協力的であったが、税務職員が問題点を指摘したところ豹変し、「修正申告はしないから、更正できるものならやってみろ。」と、突然、大きな声を出し、テーブルを激しく叩いて税務職員を威嚇した上、調査結果説明の途中で納税者を伴って退席した。  
その後も理由無く日程調整に応じず、調査の妨害を図った。

25

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (1) 信用失墜行為

#### ニ 業務け怠

【条文】税理士法第37条違反、同法第46条該当  
【量定】戒告又は1年以内の税理士業務の停止

#### <事例>

税理士甲は、関与先乙等から所得税の確定申告書の作成等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、申告書の作成作業の遅れや提出の失念等により正当な理由なく、法定申告期限までの提出を怠ったことにより、乙等に対して無申告加算税の賦課や青色申告の承認の取消等の損害を与えた。

#### ホ その他反職業倫理的行為

【条文】税理士法第37条違反、同法第46条該当  
【量定】戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

#### <事例1 所属税理士に対して名義貸し行為の指示をした場合>

税理士甲は、非税理士乙から乙が作成した法人税の確定申告書に署名押印するよう依頼され、甲の税理士事務所に勤務する所属税理士丙に対してそれらの確定申告書に署名押印するよう指示し、「名義貸し」行為を行わせた。

26

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (1) 信用失墜行為

#### ホ その他反職業倫理的行為

<事例2 非税理士による税理士業務を助長する行為をした場合>

税理士甲は、非税理士乙が税務書類の作成を行うことを認識しながら、税理士でないと契約を行うことができない申告書の作成が可能なソフトウェアを乙に貸与し、乙が税理士業務を行うことを黙認した。

<事例3 業務上横領をした場合>

税理士甲は、関与先乙等の事務負担を減らすために、乙等から税理士報酬に係る源泉所得税を預かり、その源泉所得税を甲が代わりに納付することを乙等と約定していたにもかかわらず、乙等の承諾を得ずに自身の税理士事務所の運営資金に流用し、その源泉所得税の納付期限までに納付しなかった。

<事例4 国税職員との不適切な関係等があった場合>

元国税職員である税理士甲は、国税職員は国家公務員倫理規程により繰り返し供応接待や財産上の利益を受けることが禁止されていることや国税通則法等により守秘義務が課されていることを認識しながら、かつて同僚であった国税職員乙に対し、供応接待や財産上の利益の供与を繰り返し行うとともに、税務調査の内容等の情報提供を依頼し、その情報を入手した上で自己の税理士業務に活用した。

27

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (2) 非税理士等への名義貸しの禁止

#### ★「名義貸し」とは…

「名義貸し」とは一言でいえば、税理士が税理士でない者(税理士業務の停止期間中の税理士等を含む。)に自己の名義を利用させ、にせ税理士行為に協力、加担することである。

「名義貸し」行為の指標としては、

- ① 税理士が自らの判断で税務書類を作成していないこと
- ② 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていないこと
- ③ 税理士が報酬を納税者から直接收受していないこと

が挙げられる。

28

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (2) 非税理士等への名義貸しの禁止

#### ★ 問われる違反は…

##### ○ 税理士

- ① 税理士業務の停止中の税理士に対する名義貸し  
【条文】税理士法第37条違反  
【量定】2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- ② 非税理士に対する名義貸し  
【条文】税理士法第37条の2違反  
【量定】2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止  
※ 刑事上の責任 … 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

##### ○ 無資格者 ⇒ にせ税理士行為

- 【条文】税理士法第52条、第53条違反  
【措置】刑事告発又は行政指導
- ① 税理士法第52条(税理士業務の制限)  
税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。
  - ② 税理士法第53条(名称の制限)  
税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

29

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (2) 非税理士等への名義貸しの禁止

#### (非税理士に対する名義貸しの禁止)

第37条の2 税理士は、第52条(税理士業務の制限)又は第53条(名称の使用制限)1項から第3項までの規定に違反する者に**自己の名義を利用させてはならない**。

【条文】税理士法第37条の2違反、同法第46条該当  
【量定】2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

#### <事例1>

税理士甲は、非税理士乙から依頼され、乙が作成した法人税及び消費税の確定申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。

#### <事例2>

税理士甲は、非税理士乙から依頼され、乙が作成した所得税の確定申告書の下書きを受領した上で、甲のパソコンにその下書きの内容をそのまま入力した上で電子署名を行い電子申告する「名義貸し」行為を行った。

30

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (2) 非税理士等への名義貸しの禁止

#### <事例3>

税理士乙の税理士事務所に勤務する所属税理士甲は、乙に指示され、非税理士丙が作成した所得税及び消費税の確定申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。  
なお、甲は、自分で申告書上の転記誤りについて確認した上で署名すれば問題ないと思っていた。

#### <事例4>

税理士甲は、勤務実態のない非税理士乙を使用人と装い、乙が作成した所得税及び消費税の確定申告書の内容を何ら確認せずに署名する「名義貸し」行為を行った。

#### <事例5>

税理士甲は、税理士業務の禁止の懲戒処分を受けたことにより税理士登録を抹消された非税理士乙から依頼され、乙が作成した所得税の確定申告書及び相続税の申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。  
なお、甲は、乙に対し、自分の名義で署名することを許可していた。

31

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (2) 非税理士等への名義貸しの禁止

#### <事例6>

税理士甲は、税理士事務所と同じ場所に併設している、会計法人乙(税理士甲が代表者)に会計業務を委託しているが、甲は、会計法人乙のみに従事している使用人丙に法人税及び消費税の確定申告書を作成させて、甲自身が署名する「名義貸し」行為を行った。

税理士  
(名義貸し)

ハンコを押すだけで  
収入アップ!  
持つべきものは  
資格ですな～。



にせ税理士  
(名義借り)

お客様は神様です!  
どんな申告書でも、  
お望みどおりに  
作成しますよ!



32

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (3) 2か所事務所設置違反

#### (事務所の設置)

第40条 税理士(税理士法人の社員(財務省令で定める者を含む。第4項において同じ。)を除く。次項及び第3項において同じ。)及び税理士法人は、税理士業務を行うための**事務所を設けなければならない。**

2 税理士が設けなければならない事務所は、**税理士事務所と称する。**

3 税理士は、税理士事務所を**2以上設けてはならない。**

4 **税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。**

【条文】税理士法第40条違反、同法第46条該当

【量定】戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

#### 税理士法基本通達

##### (事務所)

40-1 法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、**委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実**によって判定するものとする。

この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。

33

#### 税理士法基本通達

##### (二ヶ所事務所の禁止)

40-2 法第40条第3項の「税理士事務所を二以上設けて」いる場合とは、例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40-1の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても40-1の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に40-1の「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しない。

#### <事例>

税理士甲は、廃業する税理士から顧客を引き継ぐに当たり、新たに事務所を設け、登録上の事務所とした。

その際、これまで税理士業務を行っていた自宅事務所の看板表示等の変更をすることなく引き続き、自宅事務所において申告書作成などの税理士業務を行った。

34

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (4) 守秘義務違反

#### (秘密を守る義務)

第38条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た**秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない**。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

【条文】税理士法第38条違反、同法第46条該当

【量定】2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

#### <事例>

甲税理士事務所及び甲税理士が主宰する会計法人乙は、同じ部屋を使用し、甲税理士事務所及び会計法人乙の従業員が机を並べて業務を行っていた。甲税理士事務所と会計法人乙のパソコンは同じサーバーにアクセス可能で、申告書控え等の書類は誰でも見ることができる書棚に保管され、会計法人乙の従業員が甲税理士の顧客の申告情報を閲覧可能な状態になっていた。

35

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (5) 使用人等に対する監督義務違反

税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者(自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。)が不正行為を行った場合、使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士(以下「使用者税理士等」という。)に対する懲戒処分の考え方(平成27年財務省告示第35号)

- 1 使用者税理士等が、使用人等の不正行為を認識していた場合  
当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分
- 2 使用者税理士等が、使用人等の不正行為を認識していなかった場合
  - (1) 内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合  
当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分
  - (2) 上記2-(1)に該当しない場合でも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合  
当該使用者税理士等が法第41条の2(使用人等に対する監督義務)の規定に違反した  
ものとして懲戒処分

36

## 2 法第46条(一般の懲戒)関係

### (5) 使用人等に対する監督義務違反

#### (使用人等に対する監督義務)

第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業員を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該**使用人その他の従業員を監督しなければならない**。

【条文】税理士法第41条の2違反、同法第46条該当

【量定】戒告又は1年以内の税理士業務の停止

#### <事例> (使用人の不正加担)

税理士甲は、関与先である法人3社の法人税の確定申告について、甲の使用人である乙が、3社の代表者から依頼を受け、架空の外注費を計上するなどの脱税に加担し、謝礼金を受領していたにもかかわらず、監督を怠り、これを見過ごした。

37

## 《税理士法人について》

#### (違法行為等についての処分)

第48条の20 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは2年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第47条(懲戒の手続等)及び第48条(懲戒処分公告)の規定は、前項の処分について準用する。

3 第1項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第1項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条(脱税相談等をした場合の懲戒)又は第46条(一般の懲戒)に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

38

## 犯罪収益移転防止法における税理士の責務

- 犯罪収益移転防止法により、税理士等には、税理士として行う特定の業務について、顧客の本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の作成・保存の義務が課せられています。
- 犯罪収益移転防止法の適用関係は以下のとおりです。

